

最大
100万円

小規模事業者支援プロジェクト!

補助金で、



ポストコロナへの

あなたの/

チャレンジを支援



take out



本事業は、コロナ対策として顧客や従業員等との接触機会を今よりも減らすため、新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入を行う小規模事業者を支援する事業です。

補助率 **3/4**
補助上限額 **100**万円

申請期間

第1回	受付締切日 2021.5.12	第2回	受付締切日 2021.7.7	第3回	受付締切日 2021.9.8
第4回	受付締切日 2021.11.10	第5回	受付締切日 2022.1.12	第6回	受付締切日 2022.3.9

申請について

書面郵送不要

電子申請でのみ受け付けます(Jグランツ)。
電子申請の方法や必要な書類、制度詳細は、下記の事務局HPからご確認ください。

持続化補助金低感染リスク型コールセンター

03-6271-8927

時間 9:30~17:00 (土日祝日除く)

事務局HPはこちら▶ [https:// www.jizokuka-post-corona.jp/](https://www.jizokuka-post-corona.jp/)



対象者は？

※下記に該当する小規模事業者と要件を満たす特定非営利活動法人が対象

商業・サービス業

常時使用する従業員の数 **5人以下**

宿泊業・娯楽業、製造業その他

常時使用する従業員の数 **20人以下**

補助対象となる経費は？

1 機械装置等費	2 広報費	3 展示会等出展費 (オンラインによる展示会等に限る)	4 開発費
5 資料購入費	6 雑役務費	7 借料	8 専門家謝金
9 設備処分費	10 委託費	11 外注費	12 感染防止対策費※ (換気設備、アクリル板、マスク等)

※感染防止対策費は補助金の1/4まで経費として認められます。
(例:補助金100万円の申請であれば、そのうち25万円まで可)

■ 緊急事態措置に伴う特別措置

緊急事態措置に伴う飲食店の時短営業や外出自粛等の影響により、当該措置が実施された月の売上高が、2019年又は2020年同月比30%以上減少した事業者は審査の際に加点します。
さらに感染防止対策費について、補助金の1/2まで経費として認められます。

実際にどんな事業が採択されたの？

- キッチンカー導入による地元食材を使ったカレーのテイクアウト販売
- 地場野菜・銘菓が買える看板型自動販売機による非対面販売事業
- 自動セルフチェックインシステム機の設備導入による旅館業の低感染経営
- 新規事業としてのオンライン美容カウンセリングのwebシステム導入
- 無観客イベントが可能なオンライン配信サイト構築
- カフェテーブル席の個室化のための店舗改装
- 店内商品をネットで販売するためのECサイト構築
- 自動見積りシステムと職人マッチングアプリによるオンライン受発注管理
- 賃貸物件オンライン内覧用動画制作と電子契約システムの導入による非対面化
- オンライン英会話レッスン講座新設のためのwebサイト構築

「丸わかり!小規模事業者持続化補助金(低感染)」

支援内容や申請手順等を解説しているガイドブックです。

ガイドブックは事務局HPからもダウンロード可能

<https://www.jizokuka-post-corona.jp/>



わかりやすい!

ガイドブックの
ダウンロードはこちら▼

